

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会  
第7回会議 議事概要

- 1 開催日時 令和2年(2020年)12月24日(木曜日)  
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階会議室1
- 3 出席委員 岡田委員、織田委員、木村委員、川本委員、崎山委員、宿谷委員、  
関根委員、玉木委員、中西委員、林委員、水江委員、山野委員、  
山本委員、吉田委員  
(五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題1「条例に盛り込むべき内容について」
- (3)議題2「まとめの方向性について」

5 議事概要

- (1)開会
- (2)議題

議題1「条例に盛り込むべき内容について」

- 事務局より、資料1に基づき説明

(委員)

事務局の報告をしていただいたが、その前に確認したいことがある。前回の10月15日会議の議事録を読んでいただいたと思うが、滋賀県ろうあ協会としては、手話言語条例と情報コミュニケーション条例というのは別立てで、分けてつくっていただきたいと提案した。また、皆さんの意見を尊重して、情報コミュニケーション条例をつくることには賛成している。

しかし、この資料1を読むと別々の条例になっておらず、納得が出来ない。前回の会議の話からどのようにしてこのように変わったのか、まずこれを説明していただきたい。始めから、簡単に二つをまとめてつくるという考え方なのか、その背景をきちっと確認しないと進めることが出来ない。そのために、この内容をもう一度確認したい。

それから二つ目、情報コミュニケーション条例に盛り込む内容については反対しないが、意思疎通と意思疎通支援というものは、分けないといけないと思う。なので整理してもらいたい。その前に、意思疎通と言語は別だということ。

皆さん、手話はコミュニケーション手段だと思っていると思うが、私たちにとってはそうではない。私たちにとっては言語、言語として手話を獲得したいと思っており、手話言語としてきちっと守っていく必要がある。そのための環境整備のための手話言語条例をつくっていただきたい。これは何回も繰り返し言っている。

今回も改めて確認した上で、会議を進めてほしい。

(事務局)

今年1月の第5回会議の議論に戻るが、条例の形は、一体型とするのか、別立型とするのか、皆様から意見をいただき、一体型とする意見が10人、別立型とする意見は5人おられた。10対5という結果をもって多数決とする方法もあったが、委員長の判断で、今ここで多数意見で押し切るのではなく、まず形については一旦棚上げをして、条例に盛り込むべき内容について、議論しようということになったと思う。

前回、10月の第6回では、形についての議論ではなく内容について、皆さんから提出いただいた意見、それについての補足意見も含めて、内容について意見交換をさせていただいた。

ということで、形について、一体型あるいは別立型という議論は、一旦棚上げにするという委員長の判断であり、事務局としても一体型にするということは決めておらず、誘導するつもりもない。

ただ資料1には、左側に先行して条例を制定している道府県で主に記載されている事項をまとめ、それに対して、皆さんから自由に、追加で盛り込んでほしい意見を出していただいたので、それを右側に追加意見としてまとめている。

形については、一体型にするとか、別立型にするとか、そのようなことは何も決めていない。

(委員)

事務局の説明は理解出来ない。まず条例として決めないと、先に盛り込んでいく内容を決めたらごちゃごちゃになると思う。誤解を招くような形になっていると思う。誤解を招かないように、今ここで確認するということが必要だと思う。でなければ、私にはわからない。

はっきりすれば、安心して会議ができる。協会にもきちっと報告できる。11月に理事会があり、10月の委員会の内容を報告した際、たくさんの意見をもらった。やはり別立てにする必要がある。1万4000人の署名の重みがある。それを皆さんの中に理解してもらって、別立てで会議を進めていただくということを約束していただきたい。皆さんに御理解いただければありがたい。

(委員長)

事務局とすり合わせを行いたいと思うので、少し早いが休憩にしたい。

(委員)

皆さんの話を聞いていたが、とてもややこしいなと思った。事務局から資料いただいたが、手話と情報コミュニケーション条例が混ざっているように思えて、とてもおかしいと思っている。しっかりと分けて、2本立てにしていきたいと思っている。

内容について、聴覚障害者、視覚障害者という部分はあるが、盲ろう者という文言が載ってないところが不服に思っているの、そこを説明いただきたい。ぜひ盲ろう者ということを入れていただきたい。

(事務局)

資料1の4番目、基本理念のところ、右側に「盲ろう者の中でもコミュニケーション方法が異なるので、それぞれに合わせて考えてほしい」という意見をしっかりと入れさせ

ていただいている。

皆様の意見について、類似する意見は一つにまとめるということもしたが、決して作為的にどなたかの意見を削るということはしていない。事務局で一つ一つの意見を分析してこの資料に盛り込んでおり、盲ろう者の方に対する配慮についても、いただいた意見は記載している。

(委員長)

委員長としての進行も不十分であり、わかりづらかった部分もあったと思うので、まずは議題2のまとめの方向性について、委員長提案というか、こういう形でどうかという提案をさせていただき、それについてご意見をいただきたいと思うがよろしいか。

(委員)

前回休んでいたが、前回の資料と今回の資料を見ていると、「知的障害のある人も関わりやすい条例をつくってほしい」という意見は、資料に入っているが、「知的障害のある私たちのことを私たち抜きで決めるのはやめてほしい」というのは、この資料を見てもどこにも入っていない。

前回の資料の4番、「知的障害の私たちが困ったときに相談しやすいところをつくってほしい。」という意見を出したが、今日の資料の中には、今決めている条例に関わりがないというか、施策への意見の中に「知的障害の相談をしやすいところをつくってほしい」という意見が入っているのにも関わらず、事務局からは、施策への意見の部分は、各自で見てくださいという紹介だった。

私は、意見を出してくださいと事務局から言われ、意見を出したが、意見を出した結果、知的障害の相談しやすいところをつくってほしいという意見もありましたという紹介もされず、他にも同じような意見があるが、なぜ条例には関係がないからと言って、施策への意見と書いてあるのに説明がされないのだろうという意見を持っている方もおられる。それであれば、この施策への意見の枠は、この資料に載せなくてもよかったのではいかという思いで、1回これはどういうことなのか聞いてみたいと思い、少し聞かせていただいた。

(委員長)

再度整理するが、織田さんの意見には事務局から回答いただくが、議題1に関する意見は、一旦止めて、議題2について説明させていただく。その後で、再度議題1についての意見をいただきたい。意見については、十分に伝えられなかった部分については、あと一回の委員会ではあるが、事務局に伝えていただきたい。

(事務局)

いただいた意見は、事務局でもしっかりと整理をしており、「知的障害のある私たちのことを私たち抜きで決めるのはやめてほしい」、「私たちが決めたこと、やってもいないのにためだと決めつけるのはやめてほしい」という意見については、例えば1番の前文の右側の1番下の行で、「どんなに障害が重くても、誰にでも意思があり自ら意思決定できることが重要」とあり、自分たちで意思決定させてほしいという、同様の意見が他にもあったので、まとめて表現している。

それから、相談支援については、12番の意思疎通支援者の派遣・相談に関すること

で、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣という話とあわせて、様々な障害の方に関する相談支援体制も整備すると記載しており、これは既にいくつかの県で条例に盛り込まれている内容であり、左側に整理をしている。

皆さんからいただいた意見でも、左側の主な記載事項にあるように、既に先行している県でも条文化されている内容については、あえて右側には上げていない。

一つ一つ意見を受け止めて、左側に記載されていることなのか、あるいは、右側に他の方と同様の意見があり、少し丸めた形にはなっているが、書かせていただくのかということで、きっちりと整理をさせていただいている。

(委員)

私は、今事務局からこういう風に載っているということを教えてもらって、わかったと思うが、私以外の方はもう少し重たい方がいる。この書き方では、他の知的障害の方たちはわかりにくいと思う。

もう少しできるのであれば、かみ砕いた状態で、載せていただけるとありがたい。

(委員長)

会議の限られた時間で、流してしまっているところが多々あると思う。勇気をもって発言してもらうことで、気づけることがたくさんある。

これに基づいてどのような条例ができるかわからないが、条例化にあたっては、だれもが理解できるように、広報・啓発や説明の機会を持つなど、工夫していただきたい。

会議の中でできることと、それでは不足する部分については、個別に事務局から丁寧な説明をしていただければと思う。

## 議題2「まとめの方向性について」

(委員長)

議題2のまとめの方向性について、少し話をさせていただきたい。

ここで求められている役割は、意見をまとめるとか一本化して上部組織の障害者施策推進協議会にあげるのではなく、あくまでもこういった意見があったことを整理して出したいと思っている。

なので、10対5で多いほうが勝ちといったまとめ方はここではやりたくないと思っていた。やり方としては、条例の必要性と条例に盛り込むべき内容をまとめる、それが議題1でやっていることであり、条例の形については、一体化という意見と手話言語条例と情報コミュニケーション条例は、別々に作るべきという意見を両方書きたいと思っている。一体型の意見と別立型の意見をそれぞれにまとめてはどうかという提案。

条例の形については、第5回の小委員会で意見を出してもらっているが、やはり一本化するの難しいと考えており、この小委員会は、共生社会づくり条例に関する「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の必要性について、全県的な議論が望まれる」との答申を受けて設置されており、意見を集める場として設置されている。その点については、条例が必要であるという共通認識が得られたと理解している。今日も発言があったが、情報コミュニケーション条例については何ら問題がない。それに加えて手話言語条例については、どのような形でつくっていくのかという意見が色々出ているということを書きたい。

条例の必要性と条例に盛り込むべき内容をまとめた上で、条例の形については、一体型および別立型のそれぞれの意見を併記した形で委員会のまとめとしたいと考えているが、これについてご意見をいただきたい。

(委員)

まとめの方向性について、委員長から提案いただき、基本的にはそのとおり進めていくのが望ましいかと考えている。

ただ1点だけ、少し細かい話になるが、条例の必要性に関して、私自身は一体型になるのが別立てになるのが、条例は必要だということで、その上で、どちらかという別立てのほうが、発達障害に関して、情報コミュニケーションに関しての記述がわかりやすくなるので、別立ての方がいいと考えている。

私以外の委員で、別立てでなければ必要性についても異議があるという方もいると思うので、その場合は必要性に関する議論のところで、その旨をまとめの中で取り上げる必要があると感じている。

(委員長)

当然、いろいろな考え方があるという整理にはなってくるが、単純に一体型と別立型の二つというまとめ方にはならないと思っている。

(委員)

委員長の提案について賛成出来ない。せっかく、私たちが何回も集まって、意見を忌憚なく出し合った。情報コミュニケーション条例は、皆さん共通の認識として必要だということ、進めていただくのはいいと思っている。

一方、手話言語条例については、改めて専門委員会を立ち上げて、学識経験者や言語に関する知識を持つ方々に集まっていただき詰めていかないと、この場では進んでいけない状態だと思う。私以外は手話を使う人はいない、私は小さいときから手話言語が獲得できないまま、成人になってから手話が必要で生きてきた。きこえない子どもにちゃんと手話言語を獲得できる環境を作ってはいけないと思う。手話言語の獲得が十分でないと当事者が困ることになる。その辺りを理解していただけないのがとても悲しく思う。

委員会を立ち上げて、検討をしていただけることをお願いしたい。強く要望を出したい。滋賀県ろうあ協会の代表として、意見を出させていただいた。皆さんが受け止めていただければありがたいと思う。

滋賀県の人口は141万人いるが、手話が必要な人たちは本当に少ない。1万人もいない。その少ないマイノリティーな人たちを見捨てないということ、子どもたちも手話を獲得する環境を与えることやきこえる親への支援は急務であり、それがないと孤独になる。そういう状況が今まさに起きている。言い方はおかしいが、今回コロナの関係で、聞こえない子どもたちは、本当にコミュニケーションが出来ない。その前に、手話を獲得することが出来ていないので、家族の中でさえコミュニケーションがとれないということが起きている。身近な人たちともコミュニケーションがとれないことで、とても孤独感を感じているということが、もう目の前で起きている。

早急に対応しなければならない。滋賀県として聴覚障害者センターが、それが責任だと思っている。それを理解した上で、進めていただきたいと思っている。

(委員長)

委員の発言も含めて、報告書に書いていきたい。この小委員会は、あくまでも決定機関ではないので、こういった意見が上がっているということを、しっかりと親会の施策推進協議会に報告できるようにしていきたい。

今の確認は、こういうまとめ方にさせてもらいたいというお願い。これ以上、どちらにも書けないだろうと考えている。既に意見は十分に出尽くしており、早くこの小委員会でのまとめを施策推進協議会に報告して、そこで論議していただくという方向にもっていきたいと思っている。

報告書は次回見ていただくことになると思うが、言い方は雑になるが両論併記として、こういった意見があったということで、小委員会のまとめとしたいと考えているが、方向性としては承認いただけるか。

(委員)

先ほど申し上げたとおり、基本的には委員長の提案でいいかと思うが、各委員からの指摘もあるので、もう少し具体的に、報告書作成のスケジュールや次回もう1回しか会議がないので、次回会議の検討の議題はある程度先に確認しておきたい。

というのも、基本的には委員長と事務局に一任して、参加している委員の皆さんがこれまでの議論を全て反映させた、全ての意見をしっかりと反映させた報告書を出すということかと思うが、残り1回の会議のみでそれをチェックしてというのは、結構、スケジュール的にタイトというか、難しいかなと思うので、次回事務局案をつくって、事前に資料を配布するので、もしも全然違ふとかがあれば事前にやりとりをしてくださいますかという依頼を委員長もしくは事務局の方から、具体的なスケジュールも含めて、できればお伝えいただきたい。

(委員長)

説明不足だったが、議題1でやっていたことは、これまでの意見をまとめたものについて、抜け落ちていたり間違っていたりしないか確認しようとしている。本当はそれを受けて、まとめの方向性を議論したかったが、前半の話を聞いていると目的をはっきりとさせた上で、意見を聞いたほうがいいかと思い、順番を変えさせていただいた。

おそらく、次の会議までには、事務局とのやり取りを委員長としてもしっかりとさせていただき、文章が出来上がる段階で皆さんに意見をお伺いする時間を取っておかないと、1回の会議で意見をもらってはまとまらないので、その辺りは事務局と相談をさせていただきながら、今後の進め方について丁寧にやっていければと思っている。

もう一度確認するが、まとめの方向性としてはこういった形でお願いしたいと思うがいかがか。

(全員承認)

承認をいただけたということで、議題1に戻って、先ほども意見があったように、漏れている部分や意見と違う部分を出してもらいたい。

まず、初めてになるが私から質問したい。5番の県の責務の中で、「公共調達、ハードウェアおよびソフトウェア、コンテンツに至るまで」ところは幅広く書いているが、その後、「アクセシビリティの高いものに限定する」と書くと、いきなり幅が狭くなってしまっているの、この書きぶりは何を意味しているのかを聞きたい。

アクセシビリティが高いというのは、何を指すのかお聞きしたい。

(事務局)

この意見は第6回目の小委員会で各委員から意見を提出いただいた際に、関根委員からご提案いただいた条例の案に、このように記載いただいたものを書いている。

委員から補足いただければ。

(委員)

日本以外の国では、行政機関が物を買うとき、建物、公共交通、ハードウェア、ソフトウェア、ウェブサイト、アプリなど、全て「障害者が使えるもの以外は買ってはならない」という厳しい法律がある。アメリカでは30年ぐらい前から。もし、障害者や高齢者が使えないものを購入したら、行政機関の担当者は刑事罰と民事罰で処罰される。牢屋に入れられたり、罰金を取られたりするという大変厳しい状態になるということ。

ここでは、アメリカの条文をそのまま書いてしまった気がするが、簡単に言えば、「行政は障害者が使えないものは買ってはならない」という意味である。いわばユニバーサルデザインを前提にするということ。「高齢者や障害者が使えるものに限る」という意味だと思っていただきたい。

(委員長)

今の説明で理解できた。ここに限定するという文言が入っていることで、狭くなってしまうので、行政は色々な人が使える環境にしていくということを書いていただければいいかと思う。

(委員)

理念のところ、追加意見として情報アクセシビリティおよびコミュニケーションの保障という項目があり、13の情報発信等に障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信とある。この記載について、情報の発信ではなく、情報を保障していただきたい。例えば、滋賀県が出している滋賀プラスワンは、もちろん点訳されているが、その点訳率は85%となっている。つまり、皆さんが活字で読んでいる滋賀プラスワンは点字では保障されていないということ。それから選挙公報について、これについては、ほとんどの市町でほぼ保障されていない。

ここでは意思疎通支援や情報の発信、アクセシビリティについてはいろいろと言われているが、情報を保障していただきたいというのが私たちの希望。

以前にも話したように、コロナの情報を滋賀県のホームページは、PDFで発信している。発信はされているが、視覚障害者をPDFは読めない。9月の別の会議で発言させていただいたが、その後、PDFについて視覚障害者がどのように読まれているかとかいうことも県に調査していただいた。しかしながら、4か月経っているものの、いまだにPDFは変わっていない。

ということは、情報は発信しているようであるが、視覚障害者にとって保障はされていない。これは視覚障害者だけでなく、他の方にもそうだと思う。発信はされているけれど、それがきちんと保障されているかということ、必ずしもそうではないと思われる。この条例を作るのであれば、きちんと情報を全ての障害者にも保障するという言葉が欲しいと思う。

それから、11の意思疎通支援者の養成・確保について、点訳者や音訳者という言葉

が入っていないが等の中に含まれるのか。私たちにとっては、点訳者や音訳者は非常に重要だが、それが等の中に含まれているのかどうか伺いたい。

10の学校設置者等の役割のところ、視覚障害者児童の点字を学習する機会の提供と書かれているがこれも保障だと思う。提供するのではない。

(事務局)

一つ目の情報保障という部分については、今回こういった形で資料1として出させていただいたが、皆さんの意見を踏まえ、記載の見直しができる部分については、見直しをしていきたいと考えている。

県のホームページのコロナの情報の部分については、前回この委員会でも発言いただき、その後広報課と状況を確認した。県のホームページの中に、音声の読上げ機能が内蔵されており、それを使えばPDFについても読めるという説明を受けている。その辺りについては、個別に委員にもお伝えさせていただきたいと思う。

意思疎通支援の部分について、「等」の中に点訳と音訳の方が含まれるのかという部分については、含まれると考えている。

学校設置者の役割について、視覚障害者児童の点字を学習する機会の提供との意見について、提供ではなく保障ではないかということであるが、こちら確認の上、必要な修正を加えさせていただきたい。

(委員長)

私が言うことでもないかもしれないが、確かに音訳機能を使えるということは分かったかもしれないが、実際にはそこにアクセスすることに手間がかかっているわけであり、委員の言われた保障するという事は、そういったことも簡単に情報として入ってくる、すなわち使い方まで含めて保障してほしいということだと思う。

その点は、県の広報課と細部を詰めるなり、各団体に対して広報課としてきちりとヒアリングをしていただいたうえで、どういう形で発信することがわかりやすいか、それは時間がかかる調整だと思うので、引き続きやっていただきたいと思う。

(委員)

先ほどの意思疎通支援者の養成・確保について、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の等という表現の中に、点訳者や音訳者も含まれるということであるが、可能であれば、他の個所もそうであるが、等と丸めるのではなく、一つ一つ記載することを、可能な範囲ということになるがお願いしたい。

私の経験だが、かつて手話と要約筆記という部門では、手話が先行しており、手話通訳者が表に出ていて、手話通訳者という文言だけだった。全日本ろうあ連盟のアドバイスもあり、そこに要約筆記者という言葉を加えていただき、色々なところで手話通訳者プラス要約筆記者という言葉が出てきたときに、私自身もそれだけで非常にうれしく感じた。

等に含めるのではなく、できるだけ可能なものは表記をしていただきたい。

(委員)

情報アクセシビリティについて、資料では、盲ろう者という言葉が載っておらず、とても困っている。



今現在、パソコンを使っているが、外へ出るとパソコンが使えず、緊急時には困ることがある。ぜひ、情報保障のために載せていただきたい。

#### (委員)

幾つか確認したい。

まず、3番の定義について、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉などが書かれているが、手話は意思疎通というのはいいが、要約筆記は、直接のコミュニケーションとしては筆談になる。要約筆記は情報保障になる。

11、12番について、意思疎通支援者の養成・確保、派遣・相談のところは、手話通訳者、要約筆記者を分けたほうがいいのかと思う。

10の学校設置者等の役割について、追加意見として、手話で指導できる教員の養成、確保とあるが、手話で指導できるわけがない。まず手話を習得する先生を増やす。意思疎通できる環境を整えることが、望ましいと思う。

19番の事業者の役割には、病院などの医療機関は含まれているのか、解釈を確認したい。

そして、書かれていないが、私が以前意見を出している、条例が出来たときに審議会を設けて、審議委員に当事者も含めて、条例に対して意見を求める。改正する場合は改正していく、審議会を必ず設けてほしいと思う。資料には全く書かれていないので、ぜひ入れていただきたいと思う。

滋賀県の場合は、障害者差別のない共生社会づくり条例がつくられており、情報コミュニケーション条例と手話言語条例がそれぞれ、整合性を持って必要になってくると思う。そういうあたりを入れるかどうか、念頭に入れて進めていただきたい。

#### (事務局)

まず、定義について、「要約筆記については」ということであったが、意思疎通手段について先行する県の条例で、コミュニケーション手段あるいは意思疎通手段の定義として、要約筆記等も含まれている。先行条例の記載を踏まえて、要約筆記も含めて記載している。

「手話で指導できる教員の養成・確保について」は、山本委員から追加意見としていただいております、その意見を記載している。

審議会については、この条例に入れるというのはなかなか難しい部分もあるが、進捗管理の体制ということで検討させていただきたい。

事業者の役割の部分で、どこまで含まれているのかについて、今後条例を策定するにあたって定めていく部分でもあり、今の段階でどこまで入っているのかということは、事務局としては具体的な想定は持っていない。ただし、やはり医療機関も事業者に含まれるものと考えている。

#### (委員)

ちょっと曖昧な回答だったように思う。私たちは、事業者は医療機関を含めるという理解でよいか、皆さんの意見をいただけたらと思う。

#### (委員長)

基本的には共生社会づくり条例とイコールではないが、同じ事業者の扱いでいいの

ではないかと思う。

特に公立の医療機関については、差別解消法でも法的義務になっているので、それを手話言語や情報コミュニケーションの条例で後押しするという意味では、当然病院も入ってくるのではないかと思う。

方向性としては、皆さんも異議はないのではないか。

(委員)

9の学校における県の取組があまりうまく理解出来ないのので、事務局から説明いただきたい。10に学校設置者等の役割とあり、市立、町立の小中学校や私立の学校については、10に記載があるものかと思う。

9に書いているのは学校における県の取組ということで、タイトルだけ見ると、県のいろんな学ぶ機会の確保などをする県の責務の中に、学校に対してもしっかり監督していくとか、または教職員は県の雇用であるので、教員の育成などに関して、ここに入ってくるのかと思うが、中身を見ると、県立の小・中学校を要は学校設置者等が小中学校において整備すべき内容が書いてあったり、誰がどういう責任を持つかが少し曖昧に思うが、補足説明をお願いしたい。

(事務局)

学校設置者等の役割とは、それぞれの学校設置者の責任でやっていただく、教育環境の整備や学習機会の提供など、学校が一義的に取り組んでいただく役割を指しており、学校に対して県から支援をする、技術的な助言を行うといった外から働きかけるものが、学校における県の取組とそういう違いになっている。

(委員)

細かい文言の話で恐縮だが、今の説明でいうとこの内容は少しわかりにくいかなと思う。9番の項目には全部で4つ書いてあるが、左側一つ目の基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進というのは学校設置者への支援とはっきり明記されているが、それ以外に関しては、教育環境の整備や意思決定できる機会の確保、環境の整備、また最後は児童への学習機会の確保とあるので、普通に読むとこれは学校に対する県の支援ではなく、県が責任を持って行う事項と読めるかと思うので、もう少しわかりやすく書いていただけたらと思う。

(事務局)

委員の言われるとおり、先行する県の条例を見ても、県の取組と学校設置者の役割は、内容が重複しているように思われる部分もあり、事務局でも十分整理が出来ていなかったのので、今後考えていきたい。

(委員)

そのとおり進めていただければ。

少し話が変わるが、県はいろいろな役割があるので、県の施策として進めることを主にこの条例では記載するものかと思うが、例えば19番の事業者の役割についても、合理的配慮は施策への協力、職員の協力と理解の促進をするという意味では、県もある意味では事業者、事業を行う主体であり、そういった事業所の役割を率先して担っていくとい

う意識が必要かと思う。

どのように条例文をまとめるかは、当然ここで細かく議論することではないが、県も学校設置者等、その関係者でもあり、事業者としての側面も持っているという部分は、条例に盛り込んでいただきたいという意見を一つ述べさせていただいた。

(委員長)

あえて言うことではないかもしれないが、事務局の言われるように、県と教育委員会は組織上、別組織になっているが、そのためにも総合教育会議が県で設定されると思う。

その中で、県から教育委員会について、いわゆるインクルーシブ教育に向けた取組みなど、その裏付けとして、差別解消条例なり、手話言語や情報コミュニケーション条例に基づいて、県と教育委員会が論議をしていくということが前提でないと、ここにいくら文言を並べても進んでいかないということは、他府県を見ているとよくわかる。

その辺りは、今後進めていくうえで、庁内での県と教育委員会での整理をどのようにしていくかということを考えていかないと、いい条例ができたとしても動かないということを感じているので、留意していただきたい。

(委員)

一つだけお願いになるが、4番の基本理念のところ、私が言った意見だが障害者の人権を尊重し、個人としてその尊厳を重んじることとあるが、これは何を言いたかったかということ、要するにいろんなところで意思疎通あるいは自分で意思決定するとき、例えば病院に行ったときに、医師は介護者や関係者あるいは家族に話す、本人を相手にしない。これは本人を相手にしてくださいということが1番言いたい。

それが条例を読んだ人に分かるように、何か工夫をしていただきたい。この文言だけを読んだだけでは、本人を尊重してくださいとはなかなか読み取っていただけないのではないと思われるので、コミュニケーションをとるにしても、意思決定をしてもらうにしても、本人としっかり話してほしい、本人を対象にしてほしいということが分かるような文言で、条例に盛り込んでいただきたい。

(委員)

わかりやすい条例というところでは、知的障害者もそうであるが、高齢者も片仮名文字の意味は分からないので、片仮名文字の意味をどこか小さくても結構なので、簡単に説明をする欄のようなものを設けていただきたい。

私たちは日頃使っているからわかることでも、知的や高齢の方々は、ちょっとわかりづらいので、そこのところはお願いしたい。

(委員)

今日初めて出席させていただき、今の意見がよく分かった。私も資料を見たときにピクトグラムとは何のことかわからず、調べれば分かったが、わからない言葉がたくさんあるので、説明を入れていただければありがたい。

(委員長)

いずれにしても、条例の中に書くのか、その他のリーフレットなどで工夫するのか、県の方でも考えていただき、作り上げていく段階でそれぞれの団体からの意見を聞いても

らいたい。ここで言い出すときりがないので、条例を作り上げていく段階では、そういった部分もまとめていただきたい。

今日、意見を出せなかったことも事務局に出してもらいたい。

(委員)

条例全般についての意見のところで、わかりやすい条例と書いてあるにも関わらず、条例はなるべくわかりやすい言葉でと書いてあるが、なるべくというのは要らないのではないか。

また、難しければとあるが、障害のない人で難しいと思うことは、知的障害者だけではなく、全般的に難しいと思うので、そこも難しければは多分要らないと思う。

(事務局)

ご意見を踏まえて「なるべく」と「難しければ」はとらせていただく。

事務局から最初に資料の説明をさせていただいたが、私も「意思決定支援の3原則」とは何か、補足しないといけないのではないかとということで、後で補足してもらったが、やはり注意してつくってきたつもりではあるが、まだまだ難しい言葉が入っているとだったので、反省して改めたい。意見ありがとうございました。

(委員長)

今日はたくさん意見をいただきありがとうございました。

申し上げたとおり、意見がたくさんあると思うので、どんどん事務局に出してもらいたいと思う。

委員会はあと1回になっているが、それまでの間に県とのすり合わせをした上で、皆さんに確認してもらいたいと思うので、そのやり方もまた事務局と相談してお伝えしたい。

また、表現が重複していたり、整理できていないところがあると思う。意思疎通とコミュニケーションは別物ということは、今日の説明を聞いて理解できたので、その辺りに注意したうえで、まとめの報告書の作業に入っていきたいと思うので、引き続き、協力をお願いしたい。

(委員)

次回までにということであるが、スケジュールを大体でいいので出していただきたい。報告書の素案を作成されて、いつ頃それがいただけるのか。

また最終の委員会はいつなのか、大体のスケジュールを言っていないと、こちらが予定を立てるのに困るので言っていただきたい。

(事務局)

次回の第8回は3月初旬を予定している。

整理をさせていただき、委員長とも相談をさせていただき、委員の皆さんにご意見を伺わせていただく時期としては、2月10日ごろを大体の目安とさせていただきたい。

以上